

第三者評価結果の公表事項（児童養護施設）

①第三者評価機関名

（特非）ニッポン・アクティブライフクラブ・ナルク福祉調査センターナルク神奈川県福祉サービス第三者評価事業部

②施設名等

名 称：	社会福祉法人日本水上学園 日本水上学園
種 別：	児童養護施設
施設長氏名：	松橋秀之
定 員：	90名
所 在 地：	横浜市中区山手町140番地
T E L：	045-622-7295

③実施調査日

2013年8月15日（木）～2014年5月15日（木）

④総評

◇施設概要

当施設の前身は、当時水上生活者と呼ばれていた就学や生活困難な港湾労働者の子どもたちを預かり、宿泊・教育する学校として、キリスト教精神に基づき、1942年に設立された日本水上学校で、現在は、社会福祉法人 日本水上学園が経営主体となり、児童養護施設 日本水上学園として運営されています。

児童一人一人のニーズへの対応、愛着関係や信頼関係を形成するために、特定の職員による個別担当制と、複数指導体制のもと、子どもの養育支援にあたっています。

◇特に評価が高い点

1. 子どもの個別支援への対応

子どもの養育・支援にあたって、年少児童寮では2,3名、学童寮では同性の職員を担当者として4,5名を、原則、退所するまで関わる個別担当制を取っています。担当職員は、日常的に関わりを深めて個々の子どもとの愛着関係を形成し、生い立ちの整理や学習、進路相談など一人一人に対応し支援しています。

また、個別対応が適切か、一人で抱え込みすぎているかなど、チームでバックアップするために、複数職員による複数指導体制も整えています。

2. 毎年行う、全職員による養護・支援の振り返りと実践記録の作成

毎年、実践を振り返って記録に残す、冊子「日本水上学園の児童養護」を作成しています。作成時には内容ごとに原稿の担当者を決め、全職員が参加して1年間の養育・支援を検証し、児童養護施設の子育て・個別支援への取り組み・学習指導報告・養護体制等についてまとめています。

3. 関係機関との連携

児童相談所や、特別支援教育センターや地域療育センター、こども医療センターなど各種機関と連携し、医師や専門職のアドバイスを受けて職員が専門知識の習得に努め、子どもへの具体的な支援につなげています。

各学校との連携は、定期的に連絡会を開くほか、年度始めには新任教員に施設紹介を行い、施設理解の促進に努めています。また、職員が、PTA活動の巡回パトロールや学校行事に参加しています。施設行事の野外パーティやクリスマス祝会には幼稚園や小・中学校の教師、児童相談所職員などを招待して、子どもたちの施設での生活を知ってもらっています。

◇改善が求められる点

1. 養育・支援の標準的な実施方法の策定

毎年作成する実践報告を職員の行動規範として職員会議やフロア会議で話し合っ
て養育・支援を行っています。実践記録を活用して、一定の水準を保って養育・支
援を行うために、標準的な実施方法や手順を明文化するとともに、定期的に見直し
を行うことが望まれます。

2. 職員の資質向上に向けた個別研修計画の作成

施設では、園内研修を年2回、新任職員研修を年15回、園内の他の寮に出向いて行
う園内交流研修、神奈川県児童養護施設職員研修会、他の施設との交流研修などを
積極的に行っています。それらの受講に際して、個々の職員に求められる援助技術
や知識の習得・専門資格取得の必要性を把握した個別研修計画を策定して、定期的
に評価・見直しを行い、効果的な研修が行えるように次の計画に反映する仕組み作
りが望まれます。

3. 心理的支援を行うことができる有資格者の配置を

現在、心理療法担当職員の欠員が課題となっています。専門性を備えた職員が関
わることで、子どもたちを専門的視点で捉えるとともに、子どもたちの養育・支援
に関わる職員とは違う立場の大人と話す機会ができ、更なる心の安定が図れるの
ではないでしょうか。また、心理療法担当職員による異なる視点でのスーパーバイズ
は職員にとってのアドバイス機能やリフレッシュ効果も期待できます。組織図の中
にも組み込まれていますので、早期配属が期待されます。

⑤第三者評価結果に対する施設のコメント

第三者評価が義務化され、初めての受審となりました。自己評価については9月ご
ろから寮ごとに検討し、職員会議で評価を行ってきました。

多くの時間をかけて自己評価を行っていくことで、これまでの自分たちの支援を振
り返ることができ、また水上学園が目指していく方向性を再確認することができま
した。

また、第三者の目で客観的に評価をしていただくことで水上学園が抱える課題
と改善点を見出すこともできました。

自己評価、児童・職員のヒアリングだけでなく実際の生活場面を見ていただいた
り、クリスマス祝会にも見学に来ていただきました。

水上学園の特徴である個別担当制と複数指導体制が評価されたことはうれしく思い
ます。

受審をして評価を受けることが目的なのではなく、子どもたちにとっての最善の
利益は何なのかを考え、与えられた課題と向き合いながら今後に生かしていきたい
と思います。

第三者評価結果（児童養護施設）

1 養育・支援

(1) 養育・支援の基本	第三者 評価結果
① 子どもの存在そのものを認め、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止め、子どもを理解している。	b
② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	b
③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切に、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	b
④ 発達段階に応じた学びや遊びの場を保障している。	a
⑤ 秩序ある生活を通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p><特に評価が高い点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもに対する職員対応では、子どもを決まった職員が担当する個別担当制に並行して職員による複数指導体制を取り、チームとしても子どもたちを見守り、職員が連携して、支援にあたっています。 ・乳児から高校生まで、絵本や学習用の本が揃えてあり、子どもたちが寛げるリビングに置いて、絵本をみたり、職員が就寝前に読み聞かせをしたり、高齢時には読書を勧めています。乳児の活動の場には電車のおもちゃやぬいぐるみ、パズルなどが、小学生以上の子どもには、本や好みのおもちゃを個別や共有として用意しています。 <p><改善が求められる点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員は、養育・支援の専門職として常に子どもの感情表現を客観的に見つめて内面を推測し、冷静に対応することが求められます。 ・子どもの外出や外泊の機会は、職員の善意で行われることもありますが、勤務時間内で支援できる体制が望まれます。 ・夕方の勤務体制を充実させるため、学童寮（小学2年生以上の児童で構成）では、朝は、職員は、15～16人の子どもを一人で見守る状況にありますが、朝は一日の始まりであり、子ども一人一人に目を向けられるような支援が望まれます。 	

(2) 食生活	第三者 評価結果
① 食事は、団らんの場でもあり、おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。	b
② 子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供している。	a
③ 子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進している。	a
(3) 衣生活	
① 衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを提供している。	a
② 子どもの衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
(4) 住生活	
① 居室等施設全体がきれいに整美されている。	a
② 子ども一人一人の居場所が確保され、安全、安心を感じる場所となるようにしている。	a
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p><特に評価が高い点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・栄養士は子どもたちの食事が終わるまで残って食事の様子を見守り、子どもたちに好き嫌いを聞き取ったり残食量をチェックして子どもの嗜好を把握し、献立の作成に活かしています。 ・郷土料理や伝統料理、季節に合わせた料理などを献立に取り入れています。また、季節料理や伝統料理の時にはその料理の由来などを掲示しています。 ・年齢や行く場所によってふさわしい衣服を着用することができるように、担当職員が支援しています。TPOによってどのような衣服を着用するのがふさわしいかを学ぶために、職員が手本となってふさわしい衣服を着用して子どもと一緒に外出し、実感させています。 ・各ユニットのリビングは、本棚を置き、絵や花を飾っています。また、ソファやテーブルを設置し、テレビやゲーム、読書など、好きな事ができる、寛げる空間になっています。子どもたちは静かにひとりで本を読んだり、話し合ったりしています。 <p><改善が求められる点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・年少児童寮（小学1年生までの児童で構成）ではリビングで子どもたちと職員が一緒におしゃべりしながら食事をしていますが、学童寮の子どもたちは、全員集まって食堂で食事をするので、団らんといえるまでのコミュニケーションはとれていません。団らんしながら楽しく食事ができるような工夫が望まれます。 	

(5) 健康と安全	第三者 評価結果
① 発達段階に応じ、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。	b
② 医療機関と連携して一人一人の子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。	a
(6) 性に関する教育	
① 子どもの年齢・発達段階に応じて、異性を尊重し思いやりの心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p><特に評価が高い点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入浴は毎日でき、年少児童寮の子どもは職員と一緒に入浴し、体の洗い方や、湯船のつかり方等を教えています。小学3年生以上は一人で入れるようにしています。脱衣場については、年少児童寮では安全に配慮して、使用中以外は施錠しています。学童寮では一人での使用中の事故がないように施錠はしていません。 ・ノロウィルスや新型インフルエンザなどの感染症についてはマニュアルを作成・掲示し、日常的に手洗いやうがいの励行に努めています。洗面所には手洗いの方法を図示しています。0-157の対応として、嘔吐物処理キットを導入し手順を学んでいます。 ・性教育委員会を組織し、年齢ごと（小学校低学年、小学校高学年、中学生、高校生）に毎回テーマを決め年3回、学習会を開催しています。性に関する医学的な知識、ジェンダー論について勉強会をしています。 <p><改善が求められる点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険個所のリストを作成し、定期的に点検するよう工夫が望まれます。 	

(7) 自己領域の確保	第三者 評価結果
① でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしている。	b
② 成長の記録（アルバム）が整理され、成長の過程を振り返ることができるようにしている。	a
(8) 主体性、自律性を尊重した日常生活	
① 日常生活のあり方について、子ども自身が自分たちの問題として主体的に考えるよう支援している	b
② 主体的に余暇を過ごすことができるよう支援している。	b
③ 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。	a
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p><特に評価が高い点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・持ち物は原則個人所有とし、年少児童寮では、持ち主の写真を貼った個別のおもちゃ箱を用意するなど、個人所有による自己領域の確保を図っています。 ・一人一人のアルバムを用意し、その整理の際には子どもに思い出を聞くなどして、生い立ちの整理につなげています。 ・子どもの地域のスポーツクラブや学校の部活動への参加に、弁当の用意や活動時間に合わせた食事の提供、職員による保護者当番や試合の応援などの支援をしています。また、子どもの希望に沿った、映画や遊園地、釣り、カラオケなどへの担当職員との外出機会を設け、主体的に余暇を過ごすことができるように支援しています。 ・金銭管理など経済観念の確立に向けて、弁護士や警察官による、消費者教育の機会を設けています。 <p><改善が求められる点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・仲間と力を合わせて目標に立ち向かう経験を重視し、神奈川県児童福祉施設野球大会とサッカー大会には小学4年生から中学3年生までの全員参加とし練習を行っていますが、子ども一人一人の参加、不参加の選択を尊重することが望まれます。 ・ユニット内の子どもリーダーは職員が選んでいます、子どもたちによる選任とすることが望まれます。 ・ボランティアによる空手、英会話の講座には、職員による参加者の選定を行っていますが、子ども自身の意思からの参加とすることが望まれます。 	

(9) 学習・進学支援、進路支援等	第三者 評価結果
① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	b
② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
③ 職場実習や職場体験等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p><特に評価が高い点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中学生には、毎日時間を決めて担当職員が個別に学習指導を行い、週5日小学生全員が一緒に学習する時間を設けるなど、基礎学力の回復や学習習慣を身につけるための支援を行っています。 ・子どもたちが、退所者から仕事についてなど退所後の情報を聞く機会を設けるなど、子どもたちの進路についての自己決定を支援しています。 ・発達や状況に応じた生い立ちの整理などの支援を通じて、子どもが自分の状況や社会の現状についての自覚を持ち、進路の自己決定ができるよう支援しています。 ・近隣商店と連携し、高等支援学校生の就労体験の場を用意しています。 <p><改善が求められる点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習塾の利用は、原則的には成績上位者の子どもと話し合っていますが、子どもの意向を聞き取り、希望する子どもに学習塾の活用を保障することが望まれます。 	
(10) 行動上の問題及び問題状況への対応	第三者 評価結果
① 子どもが暴力・不適応行動などの問題行動をとった場合に、行動上の問題及び問題状況に適切に対応している。	a
② 施設内で子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	b
③ 虐待を受けた子ども等、保護者からの強引な引き取りの可能性がある場合、施設内で安全が確保されるよう努めている。	a
(11) 心理的ケア	
① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p><特に評価が高い点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別担当制と複数指導体制を併用して、職員が一体となって、個々の子どもや、子ども集団の変化を見逃さないよう見守っています。職員は、毎日の寮ごとの話し合いや施設全体の打ち合わせ、定期的、また必要に応じて開く、寮会議やフロアリーダー会議、職員全体会議など、頻繁に行う話し合いで、子ども間のいじめや暴力、差別などの問題についての迅速な情報の共有や意識の統一、対応策の検討を行い、施設長を中心として、必要に応じた職員体制の見直しや子どもの在籍ユニットの移動など、適切な対応に努めています。 ・子どもリーダーを中心とした、子ども間の関係作りに努め、また子ども同士や職員との話し合いの場を設けてコミュニケーション力など社会性を養い、安定した生活を確保することでの問題行動の軽減を図っています。 ・強引な引き取りについての対応マニュアルを作成し、施設内や、関係機関との連携による子どもの安全確保の体制整備に努めています。 <p><改善が求められる点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の子どもに接する際の態度について、評価・見直しや指導の体制づくりが望まれます。 ・子どもの心理的ケアのため、また、職員へのスーパーバイズのため、心理支援の専門職員を配置することが望まれます。 ・心理的ケアを必要とする子どもについては、自立支援計画をもとにした、心理支援プログラムの策定が望まれます。 	

(12) 養育の継続性とアフターケア	第三者 評価結果
① 措置変更又は受入れに当たり継続性に配慮した対応を行っている。	b
② 家庭引き取りに当たって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう家庭復帰後の支援を行っている。	b
③ できる限り公平な社会へのスタートが切れるように、措置継続や措置延長を積極的に利用して継続して支援している。	c
④ 子どもが安定した社会生活を送ることができるよう退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p><特に評価が高い点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・措置変更や家庭復帰にあたっては、職員会議などでの協議や、児童相談所や学校など関係機関、保護者とのカンファレンスを行い、移行後、また退所後の生活を検討しています。 ・措置変更にあたっては「育ちの記録」を作成し、移行後の施設に渡すとともに、担当職員等が出向き、子どもの特性などについて詳しく伝え、新しい生活がスムーズに始められるようにしています。 ・高等特別支援学校生には、施設内での時間を決めた軽作業や、取引のある商店での職場訓練など、就労準備を行い、学校や関係機関と連携して、グループホームや通勤寮など退所後の住まい確保や就労支援を行っています。 ・退所後2年目までは、担当した職員が退所者と飲食を共にし近況を聞き取り、交流することを施設として定めています。 ・高校卒業後や就職後も、経済面など安定した生活が見込めるまで、職員寮などを利用して継続して支援を行っています。 <p><改善が求められる点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・措置変更や家庭引き取りなど、退所後の相談は在所時の担当職員が受けていますが、施設として担当窓口を設置し、相談方法や担当者について説明する文書を作成して子どもや保護者への説明を行うことが望まれます。 ・措置変更にあたっての手順書の作成が望まれます。 ・措置継続や措置延長の制度を積極的に利用し、子どもが落ち着いて社会へのスタートを切れるよう支援することが望まれます。 	

2 家族への支援

(1) 家族とのつながり	第三者 評価結果
① 児童相談所や家族の住む市町村と連携し、子どもと家族との関係調整を図ったり、家族からの相談に応じる体制づくりを行っている。	b
② 子どもと家族の関係づくりのために、面会、外出、一時帰宅などを積極的に行っている。	b
(2) 家族に対する支援	
① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p><特に評価が高い点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所後3ヶ月以内に、児童相談所からの情報や、入所後の様子について職員間の話し合いをもとに、担当職員や寮リーダーが児童相談所職員とのカンファレンスを行い、親子関係再構築を含む今後の目標をたて、子どもや保護者、児童相談所、施設、連携機関それぞれの目標達成に向けての課題と役割を明確にしています。 ・児童相談所の「家族再統合プログラム」作成にあたっては、子どもの意思を代弁し、プログラムに沿って外出・一時帰宅・親子宿泊などの実施や、時期を定めて、また必要に応じてのプログラムの評価、見直しを児童相談所職員や保護者と連携して行っています。 ・居住環境などから一時帰宅ができない親子のため、また親子関係再構築にむけた見極のため、施設内に設けた「ファミリールーム」を一定期間、家族と子どもと一緒に生活する場として活用しています。 ・「ファミリールーム」を活用し、必要に応じて、栄養士が献立作成や調理を支援するなど、親への生活スキルのアドバイスを行い、親子で一緒に暮らす上での課題のクリアに努めています。 ・年2回発行する「水上だより」や、半年ごとの施設や学校の行事予定を保護者に送っています。また、年1回、保護者会を開き、子どもの食事の試食や施設行事の際のDVDの視聴、施設の方針や取り組みについての説明を行い、親子関係の継続や保護者と施設との信頼関係構築を図っています。 <p><改善が求められる点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭支援専門相談員を独立した専門職として配置し、その役割を明示することが望まれます。 ・学校の長期の休みの時期以外の面会や外出や一時帰宅は、月1回、第4日曜日を原則とした上で、個々の状況に応じ柔軟性を持たせていますが、子どもや保護者の意思や状況に応じた実施を原則とすることが望まれます。 	

3 自立支援計画、記録

(1) アセスメントの実施と自立支援計画の策定	第三者 評価結果
① 子どもの心身の状況や、生活状況を把握するため、手順を定めてアセスメントを行い、子どもの個々の課題を具体的に明示している。	b
② アセスメントに基づいて子ども一人一人の自立支援計画を策定するための体制を確立し、実際に機能させている。	b
③ 自立支援計画について、定期的実施状況の振り返りや評価と計画の見直しを行う手順を施設として定め、実施している。	b
(2) 子どもの養育・支援に関する適切な記録	
① 子ども一人一人の養育・支援の実施状況を適切に記録している。	b
② 子どもや保護者等に関する記録の管理について、規程を定めるなど管理体制を確立し、適切に管理を行っている。	b
③ 子どもや保護者等の状況等に関する情報を職員が共有するための具体的な取組を行っている。	a

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

<特に評価が高い点>

- ・入所後3ヶ月以内に、観察や寮会議などでの職員間の討議、児童相談所が作成した児童記録票をもとに、当該児童の担当職員と寮リーダーが児童相談所職員とのカンファレンスを行い、入所時児童自立支援計画票(入所時カンファレンス用紙)にアセスメント結果を記録しています
- ・各種会議や日常の職員間の意見交換、児童育成記録、児童相談所心理司の判定などを参考に、担当職員がアセスメントの見直しを行い、年間、また半年ごとに自立支援計画を作成しています。計画票には支援実施後の評価の欄を設け、作成者が自己評価し、施設長やリーダーによる、また寮会議等での他職員による確認を行っています。年少児童寮では、年間、半年ごとの自立支援計画とともに、毎月、部屋担当職員内の合議で、個々の子どもの短期自立支援目標の作成と実施後の評価を行っています。
- ・年1回、横浜市内4児童相談所職員との連絡会を行い、施設から個々の自立支援計画の説明を行っています。
- ・毎日行う職員全体の朝の打ち合わせや寮職員間の話し合い、定期的や必要に応じて開く職員会議や寮会議など、頻繁に話し合いの機会を設け、子どもや保護者についての職員間の情報共有を密にしています。

<改善が求められる点>

- ・メンタル面の支援を含む総合的視点に立っての自立支援計画作成のため、アセスメントや計画作成にあたっては、心理療法担当職員や家庭支援専門相談員などを含めた職員間の協議を行うことが望まれます。
- ・自立支援計画作成に資するため、アセスメントの結果を記入する、入所時カンファレンス用紙には、生活状況の分析から抽出した個々の子どもの具体的な課題を明示する欄を設けることが望まれます。
- ・アセスメント見直し結果の記録を残すこと、また合議への参加職員など、アセスメントの見直しや自立支援計画見直しについての手順を明確にすることが望まれます。
- ・記録内容や書き方に職員による差異が生じないように、帳票類の記録要領の作成や、記録内容についての指導が望まれます。
- ・自立支援計画票を児童相談所に提出し、共有することが望まれます。

4 権利擁護

(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮	第三者 評価結果
① 子どもを尊重した養育・支援についての基本姿勢を明示し、施設内で共通の理解を持つための取組を行っている。	b
② 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。	a
③ 子どもの発達に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。	a
④ 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に周知するための取組を行っている。	b
⑤ 子どもや保護者の思想や信教の自由を保障している。	a
(2) 子どもの意向への配慮	
① 子どもの意向を把握する具体的な仕組みを整備し、その結果を踏まえて、養育・支援の内容の改善に向けた取組を行っている。	a
② 職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取り組む。	b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p><特に評価が高い点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利擁護については、権利擁護委員会の委員長から研修を受けています。 ・毎月2回開催する職員会議で子どものケース会議を行い、適切な養育・支援が行われているか検討しています。また、毎朝子どもの様子を職員間で報告しあい、養護日誌に記録しています。 ・子どもに生い立ちを伝える時は、子どもの担当職員が入所時に児童相談所から得た記録や入所後の状況を整理し、発達に応じて伝える内容を検討し、分かりやすい言葉で伝え、その後、外食の機会などを持って相対して、子どもの気持ちを落ち着かせるなどの対応をしています。 ・「日本水上学園子どもの権利擁護委員会受付改善フローチャート」を作成し、手順を決めています。 <p><改善が求められる点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童養護施設等子どもの権利侵害に関する研究会の資料を参考にするなどで、子どものプライバシーについて留意点をまとめて職員に周知するなど、規程の作成が求められます。 ・生活日課について、高校生は毎年4月に全体会を開催して再確認し、変更希望があれば検討して対応していますが、他の学年でも、子どもたちの要望も受け止めながら、十分な話し合いのもとで決めることが望まれます。 	

(3) 入所時の説明等	第三者 評価結果
① 子どもや保護者等に対して、養育・支援の内容を正しく理解できるような工夫を行い、情報の提供を行っている。	b
② 入所時に、施設で定めた様式に基づき養育・支援の内容や施設での約束ごとについて子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	b
③ 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っている。	a
(4) 権利についての説明	
① 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	b
(5) 子どもが意見や苦情を述べやすい環境	
① 子どもが相談したり意見を述べたりしたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境を整備し、子どもに伝えるための取組を行っている。	a
② 苦情解決の仕組みを確立し、子どもや保護者等に周知する取組を行うとともに、苦情解決の仕組みを機能させている。	a
③ 子ども等からの意見や苦情等に対する対応マニュアルを整備し、迅速に対応している。	b
(6) 被措置児童等虐待対応	
① いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。	a
② 子どもに対する暴力、言葉による脅かし等の不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
③ 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。	b
(7) 他者の尊重	
① 様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。	a
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p><特に評価が高い点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもには、児童相談所で説明を受けてから事前見学に来てもらい、幼児の入所の場合は、入所前に乳児院に担当者が遊びに行ったり、慣らし保育を行っています。 ・担当職員が日頃から、各担当の子どもと密に関わる中で、子どもの意見や要望を聞いています。施設長も毎年1回、小学生以上の子どもたちと面談し、要望や苦情を聞いています。 ・権利擁護については、「『こどもの権利擁護委員会』受付・改善フローチャート」を作成し、苦情受付担当職員を児童指導員、権利擁護事項改善実施責任者を施設長として、改善する仕組みがあり、食堂の投函箱横にも貼り出しています。 ・新山下地域ケアプラザのデイサービスで、高齢者と交流したり、特別養護老人ホームへ出かけて一緒に歌を歌ったり、タオルたたみをするなど、世代間交流をしています。 <p><改善が求められる点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・広く施設の情報を提供するために、ホームページの作成が望まれます。 ・子どもが入所する際に、施設の様子や約束事を分かりやすく説明するための資料の作成が望まれます。 ・子どもたちの意見や要望は職員が聞きとっていますが、意見や提案の申し出から解決までの手順や、苦情相談窓口の仕組みとその機能などを子どもたちに分かりやすく説明する資料の作成や、子どもの意見や要望を養育・支援や施設運営の改善に活かすための対応マニュアルの作成が望まれます。 ・職員同士でも注意しやすい体制作りに努めていますので、不適切な関わりについて研修するなど理解を深め、体制を周知徹底することが期待されます。 	

5 事故防止と安全対策

		第三者 評価結果
①	事故、感染症の発生時など緊急時の子どもの安全確保のために、組織として体制を整備し、機能させている。	b
②	災害時に対する子どもの安全確保のための取組を行っている。	a
③	子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策の検討を行い、子どもの安全確保のためにリスクを把握し対策を実施している。	a
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p><特に評価が高い点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの安全について、危機管理マニュアルに安全対策や緊急時の対応を明確にし、緊急時の施設長への報告や、施設長からの指示などについて明文化しています。 ・危機管理マニュアルを作成して、対応について標準化しています。 ・施設の建物は現在の国の基準で地震震度6まで耐えられるような設計になっています。また、毎年1回建築事務所が検査し、横浜市へ報告しています。避難場所として、1次避難場所は中庭、2次避難場所は隣の学校のグラウンドになっています。 ・子どもたち及び、職員のための備蓄品はリストを作成し、約100名、3日分を備蓄しています。備蓄品は備蓄リストを基に栄養士が管理しています。 <p><改善が求められる点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急救命法は消防局の講習又は、日本赤十字社の講習を受講することが望まれます。 		

6 関係機関連携・地域支援

		第三者 評価結果
(1) 関係機関等の連携		
①	施設の役割や機能を達成するために必要となる社会資源を明確にし、児童相談所など関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示し、その情報を職員間で共有している。	a
②	児童相談所等の関係機関等との連携を適切に行い、定期的な連携の機会を確保し、具体的な取組や事例検討を行っている。	a
③	幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校など子どもが通う学校と連携を密にしている。	a
(2) 地域との交流		
①	子どもと地域との交流を大切にし、交流を広げるための地域への働きかけを行っている。	b
②	施設が有する機能を地域に開放・提供する取組を積極的に行っている。	b
③	ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、受入れについての体制を整備している。	b
(3) 地域支援		
①	地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を積極的に行っている。	b
②	地域の福祉ニーズに基づき、施設の機能を活かして地域の子育てを支援する事業や活動を行っている。	c
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p><特に評価が高い点></p> <ul style="list-style-type: none"> 関係する4児童相談所や、地域の幼稚園、小中学校と定期的な連絡会を行い、子どもについての情報を共有し、連携して支援しています。また、特別支援教育センターや地域療育センター、こども医療センターなどとも連携し、その専門性を活かして個々の子どもの状況に合わせた支援を行っています。 中区内の3児童養護施設と合同研究会を組織するなど、他施設との学習会や交換研修を行い、互いの養育・支援の向上を図っています。 近隣小学校の生徒の社会科見学を受け入れ、また、地域の小中学校の教師や幼稚園児の保護者に向けての施設見学や説明を行うなど、地域の人々の施設への理解を図っています。 <p><改善が求められる点></p> <ul style="list-style-type: none"> 育児相談窓口設置や、子育てに関する講習会の実施など、施設が有する機能を地域に向けて提供することが望まれます。 登録手続きなどを明確にしたボランティア受け入れマニュアルの作成、またボランティアからの意見を聞き取り、施設運営に反映する仕組みづくりなど、ボランティア受け入れ体制の充実が望まれます。 把握した地域の福祉ニーズに基づき、施設の持つ機能や専門性を活かした地域の子育て支援事業・活動を行うことが期待されます。 		

7 職員の資質向上

	第三者 評価結果
① 組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	b
② 職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	c
③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行い、次の研修計画に反映させている。	c
④ スーパービジョンの体制を確立し、施設全体として職員一人一人の援助技術の向上を支援している。	a

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

<特に評価が高い点>

- ・今年度より、月1回リーダー会議を開催し、各寮のリーダーと施設長の4名で情報交換を行い、施設全体の把握と、職員の資質向上のための会として機能しています。
- ・個別担当制と複数指導体制を併用して養育・支援にあたり、特定の職員が課題を抱え込まない体制をとっています。また、学習会や日常の中で経験豊富な職員から、援助技術についてのスーパーバイズが行われています。

<改善が求められる点>

- ・中・長期計画や基本方針には、施設が職員に求める基本姿勢や専門性、専門資格を明示することが望まれます。
- ・職員一人一人について、援助技術の水準や知識の質や量について把握し、施設の基本姿勢に沿った教育・研修計画の策定が望まれます。
- ・個別研修計画を作成し、受講後に、研修成果の評価・見直しを行い、次期研修計画に反映させることが望まれます。

8 施設の運営

(1) 運営理念、基本方針の確立と周知	第三者 評価結果
① 法人や施設の運営理念を明文化し、法人と施設の使命や役割が反映されている。	b
② 法人や施設の運営理念に基づき、適切な内容の基本方針が明文化されている。	b
③ 運営理念や基本方針を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	b
④ 運営理念や基本方針を子どもや保護者等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	b
(2) 中・長期的なビジョンと計画の策定	
① 施設の運営理念や基本方針の実現に向けた施設の中・長期計画が策定されている。	b
② 各年度の事業計画は、中・長期計画の内容を反映して策定されている。	a
③ 事業計画を、職員等の参画のもとで策定されるとともに、実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われている。	b
④ 事業計画を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	a
⑤ 事業計画を子ども等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p><特に評価が高い点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・定款に、利用者の意思の尊重、児童の個人の尊厳の保持、健やかな育成の支援、地域福祉の推進、パンフレットにキリスト教精神に基づく児童支援目標、概要に養育方針、事業計画に運営の目的を明文化し、個別担当制による愛着関係や信頼関係の構築、自立支援等を盛り込んでいます。 ・中・長期計画を作成し、長期計画として、「小規模グループケア実践の継続、職員が長く働き続けられる職場環境作り」を、中期計画としては、「定員減、建物のメンテナンス、職員養成・体制の充実、地域連携」を掲げています。 <p><改善が求められる点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針には、児童養護運営指針を踏まえた、子どもの権利擁護や家庭的養護推進の視点を盛り込むことが求められます。 ・子どもたちが施設の理念や基本方針を理解できているかについては、職員が日常的に聞きとっていますが、運営方針を分かりやすく記載した資料を作成して説明したり、アンケートや施設長面談の機会に聞き取るなどの手段により、継続的に周知状況を確認することが望まれます。 ・家庭的養護推進の観点から、中・長期計画にグループホーム・ファミリーホームへの転換を行う移行計画を盛り込むことが望まれます。 ・事業計画は、年度末以外にも定期的に見直す時期を計画し、評価・見直しを記録することが求められます。 	

(3) 施設長の責任とリーダーシップ	第三者 評価結果
① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、専門性に裏打ちされた信念と組織内での信頼をもとにリーダーシップを発揮している。	b
② 施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行い、組織全体をリードしている。	b
③ 施設長は、養育・支援の質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。	a
④ 施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組に十分な指導力を発揮している。	a
(4) 経営状況の把握	
① 施設運営をとりまく環境を的確に把握するための取組を行っている。	a
② 運営状況を分析して課題を発見するとともに、改善に向けた取組を行っている。	b
③ 外部監査（外部の専門家による監査）を実施し、その結果に基づいた運営改善が実施されている。	a
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p><特に評価が高い点></p> <ul style="list-style-type: none"> 施設長は職員バランスを念頭に、人事、財務の観点から業務の見直しを労務士に依頼して就業規則の改定を行っています。 事業計画には、情報収集した児童養護施設の運営現状や要保護児童と家族の状況、施設の役割と課題を明示しています。 職員会議やリーダー会議での意見を反映しながら、施設の課題の明確化や改善に向けて、施設長を始め全職員で取り組んでいます。 <p><改善が求められる点></p> <ul style="list-style-type: none"> 環境への配慮などを含めた順守すべき法について幅広く把握し、リスト化して職員研修などで周知することが望まれます。 	

(5) 人事管理の体制整備	第三者 評価結果
① 施設が目標とする養育・支援の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立しており、それに基づいた人事管理が実施されている。	b
② 客観的な基準に基づき、定期的な人事考課が行われている。	b
③ 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善に取り組む仕組みが構築されている。	b
④ 職員処遇の充実を図るため、福利厚生や健康を維持するための取組を積極的に行っている。	a
(6) 実習生の受入れ	
① 実習生の受入れと育成について、基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等積極的な取組をしている。	a

(特に評価が高い点、改善が求められる点)	
<p><特に評価が高い点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設長は職員一人一人と定期的に個別面談など行って、職員の意向を把握しています。また、海外旅行にも長期休暇が付与され、利用できるようになっていきます。 ・実習生の受け入れに当たって、オリエンテーションの一環として「日本水上学園の児童養護」の冊子を予め読んでもらい、感想と実習に対する抱負を書いてもらっています。 <p><改善が求められる点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・心理療法担当職員が退職し、その後補充ができていませんので、早期の補充が望まれます。 ・機能別の専門職として、家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員を独立した職員の配置とすることが望まれます。 ・人事考課の公平・公正な評価を行うために、人事考課規定の作成が望まれます。 ・職員のメンタルヘルス対策として、臨床心理士や精神科医など、専門家に相談できる体制整備が望まれます。 	

(7)	標準的な実施方法の確立	第三者 評価結果
	① 養育・支援について標準的な実施方法を文書化し、職員が共通の認識を持って行っている。	c
	② 標準的な実施方法について、定期的に検証し、必要な見直しを施設全体で実施できるよう仕組みを定め、検証・見直しを行っている。	b
(8)	評価と改善の取組	
	① 施設運営や養育・支援の内容について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制を整備し、機能させている。	a
	② 評価の結果を分析し、施設として取り組むべき課題を明確にし、改善策や改善実施計画を立て実施している。	a
(特に評価が高い点、改善が求められる点)		
<p><特に評価が高い点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設運営や養育・支援についての自己評価として、今年度は第三者評価の受審にあたり、担当者を決め、準備からまとめまでを担当しています。担当者は次年度も継続し、自己評価を行う体制があります。 ・評価結果の分析・検討は担当者を中心に、フロアリーダー会議、職員会議で議論して課題を抽出し、次年度の計画に盛り込む体制があります。 <p><改善が求められる点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・冊子「日本水上学園の児童養護」を活かし、具体的な養育・支援の手順を標準化することが望まれます。 		